

志摩市総合評価方式試行要領（簡易型及び特別簡易型）運用基準

平成19年11月 1日

平成21年 4月 1日

令和 4年 6月 1日

志 摩 市

1. 対象工事

志摩市総合評価方式試行要領（以下「試行要領」という。）第2条に規定する建設工事を対象とする。

2. 簡易型及び特別簡易型（以下「簡易型等」という。）総合評価方式の執行

総合評価方式の執行については試行要領によるものとし、本運用基準においては、志摩市が実施する総合評価方式（簡易型等）についての統一事項を定める。

3. 評価項目

総合評価方式に用いる評価項目は、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 評価項目は、大きく地域要件・企業要件・技術者要件・施工体制要件・技術力要件とし、工事案件に応じ適宜設定する。
- ② 地域要件・企業要件・技術者要件は、絶対評価項目とする。
- ③ 施工体制要件・技術力要件は、相対評価項目を基本とする。
- ④ 標準点は、よりきめ細かい評価により参加者の順位を設定できるよう 1,000 点とする。
- ⑤ 加算点は、標準点の 2 割(200 点)又は 3 割 (300 点)とする。
- ⑥ 簡易型については、(地域要件・企業要件・技術者要件・施工体制要件)：技術力＝1：1 又は 2 を原則とする。
- ⑦ 特別簡易型については、地域要件・企業要件・技術者要件を原則とし、加算点は標準点の 2 割(200 点)とする。
- ⑧ 技術力評価については、配置予定技術者に対し、あらかじめ工事特性や地域特性に応じたテーマを与え、レポートの提出を求めその内容について意思確認を行うためのヒアリングを行い評価する項目を設定する。
- ⑨ 技術力の技術提案は、特定のテーマを設定し提案及び評価が容易にできることに留意し、提案内容の具体的な検証の方法を記載させることとする。
- ⑩ 具体的な検証方法とは、実施内容を書面で残せる形式を求める。
- ⑪ 技術提案は提案者を明確にさせるため提案者氏名（配置予定技術者を想定）を記載させることとする。また、ヒアリングにおいては配置予定技術者からの聞き取りを行うことを原則とするが、不可能な場合には技術提案に関し会社の代表として責任を持って説明できる者を出席させるものとする。
- ⑫ 設定した評価項目全ての提案を義務づける。

4. 総合評価方式技術審査会(以下「技術審査会」という。)の設置

1) 技術審査会の設置、審査事項等

技術審査会の設置、審査事項、構成等については、試行要領第 5 条各号によるものとする。

2) 技術審査会の開催

- ① 技術審査会は構成委員の 3 分の 2 以上の委員の出席がなければ、開催することができない。

- ② 技術審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。ただし、技術力の評価については、各委員が独自の判断で評価を行うものとする。

5. 学識者の意見聴取

- 1) 地方自治法施行令第167条10の2第4項及び第5項に定められる学識者の意見聴取は、簡易型等においても個別に実施しなければならない。
- 2) 学識者の意見聴取は、当分の間、三重県が設置する三重県公共工事総合評価意見聴取会（以下「意見聴取会」という。）を利用する。
- 3) 入札担当者は、工事概要とその特性に合わせた評価項目の設定根拠を説明する。
学識者への意見聴取項目は、次のとおりとする。
 - ① 総合評価方式による適否と評価項目・評価基準に関すること
 - ② 落札者の決定に関すること（試行要領第6条により必要と認められた場合）

6. ペナルティの考え方

- 1) 監督職員は、工事着手にあたり技術提案に関する仕様を十分に把握し工事施工において、提案が安易に未達成になることがないように受注者と協議すること。
- 2) 1件の工事において複数の項目で未達成となる場合においては、不誠実な行為に該当することも視野に入れることを周知徹底する。
 - ① 技術提案の不履行についてはペナルティを課すことを考慮し、技術提案に関する履行確認は確実に実施することが必要である。このことを考慮に入れ、上記・1)の協議を確実に実施し、工事实施後の履行確認が適切に実施できるように努める。（具体的な検証方法として実施報告書などの提出を求めるなど）
ただし、当分の間、不履行の程度により志摩市の指名停止措置基準に照らし合わせ、ペナルティを決定するものとする。

7. 評価の実施

- 1) 業者選定について（絞り込み）
業者選定は行わないものとする。
- 2) 評価方法

評価から応札、落札者の決定までの作業は、公平性・透明性の確保のため、以下により行う。

- ① 技術提案書の受け取り後、技術審査会により全ての評価項目の内容を確認し有効な提案かどうかを判断する。判断は以下の区分による。
 - ※ 採用：提案が認められるもの
 - ※ 保留：提案内容に不明な点があり、ヒアリングにおいて確認のうえ判断が必要なもの
 - ※ 否採用：提案が有効であると認められないもの、あるいは、意味不明・判読不可能な場合
 - ※ 提案無し：提案が未提出であるものそれぞれの判断が明確に区別できるように、否採用については見え消しとする。
- ② ①の結果で入札参加資格確認通知を行うが、この際各提案の採否を○△×（採用：○、保留：△、否採用：×、提案無し：－）で表示し、別紙1により技術提案提出業者に通知する。
 - ※ 試行導入においては全ての項目で提案を義務付けており、“－”があれば資格なしとして無効として取り扱う。
- ③ 必要に応じて入札参加資格確認通知（指名競争入札にあつては、指名通知）後開札までに、技術力の提案に関するヒアリングを行い、提案内容及び作成者の技術力の確認（本人作成であるかどうかを含め）を行う。なお、ヒアリングでは提案内容の不明点を確認

するものとし、あらかじめ質問事項を設定しておくものとする。ヒアリングでの新たな提案、提案内容の変更は受け付けない。

ヒアリングにおいては、技術提案採否通知書で保留とした提案の採否、および採用とした提案の中でも不明な点を確認した結果、提案を認められないと判断する場合は、その旨通告する。

※ この時点で、提案の否採用については明確に通告しないと、契約時点で工事仕様となるので注意が必要である。

- ④ 地域要件・企業要件・技術者要件・施工体制要件及び技術力要件の評価は、集計結果を技術審査会会長が確認し、集計表余白に押印する。

技術力の評価は、各社のヒアリング後、各委員が独自の判断で評価を行い、直筆にて調書に記入する。(その場で委員会総意の評価は行わない)

開札日以前に上記採点集計された調書等は封筒に入れ、封緘するものとする。

- ⑤ 技術力の評価は、全ての参加者の技術提案を把握したのち、各業者の提案毎に評価する。(全体の提案に対する相対的な視点に立っての評価基準に照らした評価)

- ⑥ ヒアリング終了後、あわせて評価点の算出を行うものとする。

- ⑦ 入札の締切後、封緘した評価点を集計した調書等とともに、入札参加業者立ち会いのもと開札する。

- ⑧ 開札した応札額を審査表に入力し評価点を応札額で除した評価値を算出し、入札結果調書(別紙3)又は入札状況調書(落札決定前である場合)(別紙2)を作成し、その結果を直ちに公表する。

- ⑨ 試行要領第6条により必要があると認められた場合は、意見聴取会において学識者に落札候補者の確定について意見を伺う。

- ⑩ ⑨において落札候補者を確定した場合は、志摩市入札審査会に諮り落札者を決定する。

3) 評価点について

各項目の総合評価の評価点は原則各委員の評価点の平均値とし、小数点以下の数値となる場合、小数点以下を切り捨て整数化する。

評価値の算定においては、評価点を(応札額/1,000,000)で除した数値の小数点第6位以下を切り捨てるものとする。

8. その他

1) 技術提案受付について

技術提案は申請業務であることから、受取時の審査は行わず、参加者が用意したものを全てとして扱うものとする。

ただし、以下のような場合は発注機関での確認値を用いることとする。

- ① 手持ち工事量等について、発注者側でコリンズによる確認の結果、申請件数を上回っている場合

- ② 1級技術者数が、市の技術職員名簿に記載される技術者数を上回っている場合

- ③ 同種工事として申請された工事内容が、類似工事である場合は類似工事に、類似工事で申請された工事内容が同種工事である場合は、申請どおり類似工事と扱う

※ 参加資格要件の確認については従来どおりとする。

2) 技術提案資料の保管について

技術提案資料については否採用部分を見え消しし保管する。

※ 技術提案は全て法人情報とし非公開扱いとする。

3) 低入札基準価格の設定について

簡易型等総合評価方式の適用工事にあつては、低入札調査制度を適用する。

9. 契約

- 1) 総合評価方式による契約については、落札者の技術提案が工事仕様になることから、技術提案書と別紙(簡易総合評価方式に伴う技術提案書の取扱、様式A～E)を契約書に綴ることとする。施工中に使用する監督命令書にも写しを綴ることとし、技術提案書の取り扱いが適切に出来るようにする。この際、提案を否採用とした項目は見え消しにする。
- 2) 提案を採用したものの評価が 0 点であったものについても技術提案としては有効であるものとする。(その内容に即した履行を求める。)
- 3) 契約後、初回打ち合わせに於いて、技術提案に対する詳細の内容と検証方法について協議を実施し、協議書を作成し設計書類に添付しておく。
特に技術力要件に関する検証方法については実施報告書(実施記録及び記録写真等)の提出を求めるなどの対策を検討する。とりわけ、施工途中の取組に関する提案など工事完成検査においては確認できない内容のものについては履行確認を書面で行う。

10. 工事の施工

- 1) 施工においては、監督職員は受注者の技術提案を十分把握し、現場に於いて提案と異なる施工が認められた場合には速やかに内容の確認を協議し、意思の疎通を図ることとし、その内容は必ず協議書で残すこととする。(発注機関と受注者の提案内容の解釈の相違がないように十分協議する)
- 2) 受注者から提出された「総合評価方式技術提案履行確認協議書」は、「簡易総合評価方式に伴う技術提案書の取扱」の記載に従い、速やか(契約締結後14日以内)に協議書を取り交わすと共に契約書及び施工中に使用する監督命令書には写しを綴り、技術提案書の取り扱いが適切に出来るようにする。
また、技術提案が、受注者の責に帰することのできない事由により、一部または全部が履行不能となる場合、内容の確認を協議し、意思の疎通を図ることとし、その内容は必ず協議書で残すこととする。

11. 技術提案履行の確認

- 1) 工事完成に先立ち、監督職員は協議書類等にもとづき技術提案内容が履行されたかどうかを判断し、発注者及び受注者で履行確認書を取り交わす。不達成項目があった場合は、受注者と協議し、手直し・再度施工が可能なものについてはその施工をさせる。手直し・再施工が不可能な場合は、発注者及び受注者で履行確認書において当該項目を不履行として確認を行う。
- 2) 完成検査においては、発注者及び受注者で施工時に取り交わした「総合評価方式技術提案履行確認協議書」、「総合評価方式技術提案履行確認書(施工時)」、添付書類及び現場で再度確認できるものについては現場確認を行い、「総合評価方式技術提案履行確認書(検査時)」を発注者、検査職員及び受注者で取り交わす。

12. 技術提案履行確定の通知

完成時の完成検査において作成された確認書により、発注者は「総合評価方式技術提案履行確定通知書」{ 様式-D }を作成し、工事成績通知とあわせて受注者に送付する。

13. 予定価格

工事公告に当たり、予定価格をあらかじめ設定できないものについては、その旨を工事公告に必ず記載する。

また、予定価格設定のための設計額算定にかかる参考見積等の提出を求める場合は、上記同様その旨を工事公告に必ず記載する。

1 4. 情報公開

- 1) 技術提案書は、全参加者の技術提案のうち否採用部分を見え消ししたものを保管することとするが、法人情報として全面非開示とする。
- 2) 落札者の技術提案については、技術提案(複写)のうち否採用部分を見え消ししたものを工事仕様書として使用し、契約書扱いとなることから原則公開。
ただし、提案に非開示とすべき法人等情報がある場合は部分非開示とする。
- 3) 評価結果は、入札結果調書又は入札状況調書を公開・・・・・・(別紙3)
- 4) 審査結果は、審査集計表を全て公開・・・・・・・・・・・・・・・・(別紙4)
ただし、評価は委員会総意の結果であるものとし各委員の評価点数表については非開示とする。